平成２９年（フ）第１９６号
徳島県阿波市阿波町勝命北200番地８、旧住所徳島県美馬市穴吹町三島字舞中島680番地２明連団地４－３
債務者　井上　和美（旧姓長江）
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４１号
愛媛県松山市北斎院町728番地２　レオパレスフレンドⅡ　102号
債務者　福井　信行
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８６号
大分県別府市大字鶴見4081番地の１　ＧＲＡＮＤＨＯＵＳＥ　ＭＹＳＴ212号、住民票上の住所大分県別府市大字鶴見4081番地の１　ＧＲＡＮＤＨＯＵＳＥ　ＭＹＳＴ2001号
債務者　橋爪　昜典
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８９号
鹿児島県霧島市国分野口西22番45号　サティハイツ103
債務者　穂積　惠子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第９７号
松江市鹿島町武代195番地３
債務者　青山　倫士
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８１号
佐賀県唐津市神田2222番地１
債務者　村岡サヨコ
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第８２号
佐賀県唐津市二タ子３丁目９番３－202号　二タ子市営住宅
債務者　楢田　　昇
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第５８２号
千葉県野田市みずき２丁目20番地の57
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６００号
千葉県流山市加４丁目17番地の23　パルコンド102
債務者　中野　真純（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６１２号
千葉県我孫子市日秀132番地（１－404号）市営住宅
債務者　藤岡　安雄
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６２１号
千葉県我孫子市新木野４丁目36番９号
債務者　兼子　真緒（旧姓飯塚）
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６４６号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷９丁目３番21号（サクラ・ガーデン２　203号）
債務者　田中　恵子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６５２号
千葉県柏市関場町２番11－102号
債務者　千葉　歩太
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６５８号
千葉県流山市江戸川台西３丁目33番地の18
債務者　田丸　恭子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６８１号
千葉県松戸市栄町４丁目217番地　パークハイツ202号
債務者　堀部ミチ子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６９０号
千葉県柏市鷲野谷1043番地18
債務者　森川　晴美
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１３５号
広島県福山市松永町３丁目８番２号
債務者　岡田　和芳
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係